

予算特別委員会会議録（第2号）

—○会議月日 平成21年3月10日（火曜日）

—○会議場所 蓬田村議会議事堂

—○出席委員（8名）

委員長	松本 淳司 君								
副委員長	坂本 豊君								
委員	久慈 省悟 君	藤山 久	田館 慈	修清 隆	一剛 一	君	君	君	君
	木村 倉元 君								

—○欠席委員（なし）

—○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長									
教育長職務代行者		佐々木 京太郎 君							
会計管理者	木村 春美 君								
総務課長	八戸 通正 君								
総務課調整監	川 戸 清純 君								
住民生活課長	八戸 青木 君								
住民生活課調整監									
産業振興課長	坂本 久 君								
代表監査委員	青木 滋 君								

—○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	太田 信雄 君								
議会事務局主幹	中川 悟 君								

—○会議に付した事件

1. 議案第23号 平成21年度蓬田村一般会計予算案
2. 議案第24号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
3. 議案第25号 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
4. 議案第26号 平成21年度蓬田村老人保健特別会計予算案
5. 議案第27号 平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
6. 議案第28号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計予算案
7. 議案第29号 平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
8. 議案第30号 平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

—○記事の経過概要

午前9時40分 開会

○松本委員長 おはようございます。  
ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第23号平成21年度蓬田村一般会計予算案を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

まず、25ページまでの歳入全般について質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 17への住宅使用料に関連してお聞きいたします。先般、村長は所信表明の中で村営住宅の新築をする話をしておりました。私が以前村営住宅の新築するべきではないかという一般質問を何度かしたわけですが、これに関連して、村長が述べられた計画、具体的にはどのようにしていくつもりなのか、村営住宅の新築に関してであります。答弁をお願いいたします。

○松本委員長 村長。

○古川村長 まず、現在の住宅が非常に年数もたっていて雨漏り、あるいは外壁の腐食といますか、そういうのが出てきております。それからもう一つはトイレの問題、あるいはふろの問題などが出てきているわけでありまして。ですから、これから修理するといっても、これはなかなか大変だということで、新しい村営住宅をつくらなければいけないということで私は所信の一端を述べたわけでありまして。これからの計画を述べたわけでありまして。ただ、その中でも今起債が平成21年度ぐらいがピークになっておりますので、ことし来年と計画を立てていって、そして財政状況を見ながら、ここ4年ぐらいの間には順次計画して建てていかなければいけないだろうと。ただ、その場合は一挙にということではないにしても、徐々に、10棟とか20棟とかそういうような数で年々ふやしていくというような考えを私は持っています。ただ、いずれにしても、これからの国の財政状況がどうなるのか、これをちゃんと見定めて、将来うちの方の財政がそれこそ赤字にならないように十分注意してやらなければいけないだろうと。いずれにしても、この住宅政策はこれからの一番の村の課題だと、こう思っております。以上です。

○松本委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 建てるとすれば現在の場所にするのか、それとも新たに、今の住宅はそのままにして新築していくつもりなのか、その辺についてわかる範囲で村長の構想を述べていただきたいと思っております。

○松本委員長 村長。

○古川村長 お答えします。現在の住宅を壊してということになると今現在入っている人たちが困りますので、できればどこか適当なところに土地を求めて建設して、その人たちを、今現在入居している人たちを移すと。そして、次へ移っていくというような方法が最適ではないかと、こう思っております。以上です。

○松本委員長 7番坂本委員。  
○坂本委員 大体最終的には何戸の住宅を建設しなければならないと考えているのか。その辺の戸数の数をお聞きいたします。

○松本委員長 村長、答弁。  
○古川村長 いずれにしても財政状況見なければいけないので非常に難しい問題ですけれども、できれば最低でも50戸ぐらいはつくらないと、現在入っている人たちと、それからふやすという事になるかとそのぐらいは建てないといけないと、こう思います。ただ、それが1年でやるとかではなく、計画的にやらないと財政的には非常に後で厳しい状況になりますので、十分起債等をにらめてやっていかなければいけないだろうと、こう思っております。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。3番木村委員。  
○木村委員 同じく住宅使用料の未納についてお聞きします。これまで平成19年度の決算で110万円ほどの滞納がたまってきたわけですが、過去を見ますと平成16年度あたりから毎年2件ずつ、額にして33万円ほど決まったように残ってきているわけですが、その2件について、このままだらばだんだん33万円ずつふえていくことになるわけですが、その徴収対策をどう考えているのかお聞きします。そしてまた、その2件について去年平成20年度の徴収状況はどのようになっているのか、2点、答弁願います。

○松本委員長 総務課長、答弁。  
○八戸総務課長 答えいたします。  
住宅の使用料の未納についてでございますけれども、社会情勢を反映してなのか、未納がふえてきている状況にあるのは委員ご承知のとおりだと思っております。

それで、住宅料の徴収につきましては、住宅料の徴収のみならず村税、それらについてもういわゆる収納専門員を置いて住宅料等についても、その未納について払っていただくようにそれぞれの未納者に対してお願いをする。その前には前段階として住宅の明け渡し要求とかそういう一連の決まった事務的なことをやっておりますけれども、そのほかに収納専門員を派遣してお願いをして納めていただくようにやっておりますので、なかなか思うとおりに進まないというところが現実であります。以上です。

○松本委員長 3番木村委員。  
○木村委員 監査委員の資料を見ますと平成15年度からずっと出ているわけですが、それも、その年によって26件、9件、11件、8件、そして平成19年度は7件と、こういうぐあいにずっと額も100万円単位で滞納されているわけですが、その次の年までに払う人は払って、そして最後に残る人が大体今までの統計を見れば、最後の残る人が決まって2件残るわけです。それがずっと続いているわけです。その2件の、多分同じ人だと私は思うわけですが、このままだらばこの2件の人はずっと払わないでいくのかなというふうに思うわけです。住宅の入居を申請している人もいることだし、その辺のことを処理していかないと滞納がどんどんふえていくというふうに思うわけですが、何か対策を講じないといけないなと思うんですが、滞納している額の未納欠損は、こういう場合、未納欠損は何年で処理していくのか。また、その滞納者の状況、本当にお金がなくて苦しくて払えないのか、その状況をどのように判断しているのか、お聞きします。

○松本委員長 総務課長、答弁。  
○八戸総務課長 答えいたします。  
不納欠損のことをごさいますけれども、不納欠損については、不納欠損の処理をする前にこれは未納者に対していろいろな手続をとったほかに保証人の方をお呼びして、保証人の方にぜひ納めていただきたいと、こういう状況にあるので本人が納められないので納めてほしいとか、そういうことも役場に来てもらって相談をしながらやっているわけです。それでも委員おっしゃるとおりある、残ってしまったというのが決まってくるような状況ですけれども、これいろいろ関係ございまして、一方的に役場がそこからは、もうこれはあといられませんかということ職員を派遣してそこから追い出してしまうというも、これはまた大変な話ですので、そういうふうにして関係者においでいただいて、そちらでもいいですから、とにかく払ってくださいということで払っていただいた例もございまして。そのようにしてやっているわけですが、いわゆる時効成立云々かんぬんといえ、とにかく時効の年限がございまして、督促状を出して云々かんぬんというふうなことがございまして、それだけで果たして蓬田村が住民に対して強制退去させていいものかどうかということもございまして非常に難しい点がございます。それらを追い出してしまうと、蓬田村民には、恐ろしくなるようになってしまいますし、人口減にもつながりますので、その辺についてはいろいろこちらでも悩まながらいろいろやっているところがございますので、今後ともいろいろ努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○松本委員長 3番木村委員。  
○木村委員 次に、16ページ、お願いします。  
一番下の牧野使用料20万円見えていますけれども、平成21年度の管理運営はどのようにして行っていくのか答弁願います。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。  
○坂本産業振興課長 答えいたします。  
まだ協議中ではございまして、平成21年度は村管理で運営していきたいと思っております。以上です。

○松本委員長 3番木村委員。  
○木村委員 平成19年度までは牧場の借り賃が40万円ほどであるわけですが、放牧料も使用料も40万円ほど入っていたわけですが、平成21年度は今20万円ここのに見えていますけれども、今まで蟹田、外ヶ浜町からおよそ10頭ぐらいい来て、それでちょうど使用料が40万円ぐらいい今までやってきたわけですが、今ここに20万円と見えているということは、外ヶ浜町の2件の農家に対して放牧のことについて声をかけないのか、かけるつもりなのか、できれば、牧場はもう広くて、あんなに広いわけですので1頭でも多く放した方が財政的にはいいと思うわけですが、その辺、どのように考えているのか。また、肉牛生産組合とこのことについて、今年度の計画について協議なされたのか。その2点について答弁願います。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。  
○坂本産業振興課長 お答えします。  
まず、最初の外ヶ浜町の牛の件でございますが2名ほどございます。約20頭ございます。外ヶ浜町の1人の方は高齢化してずっと縮小したいということでありまして。若い人の方は自分の休耕田に電気さくを設けまして、そこで放牧していくということで、蓬田には当分来ないということになります。  
それから、2点目の地元の組合の方と協議したのかということなんですが、5月の下旬からの放牧になりますので、これから協議になります。以上です。  
○松本委員長 ほかに質問ありませんか。7番坂本委員。  
○坂本委員 19ページの妊婦健診の件についてお伺いをいたします。  
国は今の補正予算等で妊婦健診の無料健診を14回まで助成するということがありました。我が村でも7回ほどまで無料にするものから14回まで無料という説明があったわけですが、これは当面2年間だけというのがありました。じゃあ3年目からはまた14回の無料健診ができないのかということについて心配するわけですが、村長としてはこれを引き続き無料を維持していくつもりなのか、お答えをいただきたいと思っております。  
○松本委員長 住民生活課長、答弁。  
○八戸住民生活課長 平成21年度から14回、国が望ましいと示しております回数であります14回を実施することにして予算計上しておりますけれども、この施策も少子化対策の一環ですので、国の支援が終了後も当然14回していくべきものと考えております。以上でございます。  
○松本委員長 7番坂本委員。  
○坂本委員 ということは国からの助成がなくても村独自で14回はこれ無料化を維持していくということよろしいのですか。  
○松本委員長 住民生活課長、答弁。  
○八戸住民生活課長 そう考えております。  
○松本委員長 ほかに質問ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
○松本委員長 ないようですから、次に歳出に入ります。  
議会費、総務費で26ページから42ページまでの質疑を行います。7番坂本委員。  
○坂本委員 33ページのコミュニティバスの件についてちょっと要望したいわけですが、これは質問というよりも要望になると思いますが、あの時刻表を見ますと、もうかなりくたばれて汚れて見えない部分があります。これを私は1年ごとに新しいのと張りかえることが必要ではないかと考えます。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。  
○松本委員長 総務課長、答弁。  
○八戸総務課長 お答えいたします。  
気がつきませんでした。早速対処したいと思っております。以上です。  
○松本委員長 7番坂本委員。  
○坂本委員 前も質問したと思うんですけども、できれば毎年春には取りかえていたいただきたいというふうに思っています。もうほとんど破れて見えない状態です、利用する人は決まっているので時間がわかっていくからいいと思うんですが、新たに乘ろうと考えている人にとっては大変不便なので、その辺、私は何力所も見えていないわけですが、地元の部分しか見ていないので、早急に各地域の時刻表を点検して対応していただきたいと思っております。  
○松本委員長 ほかに質問はありませんか。質問ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
○松本委員長 ないようですので、次に民生費、衛生費、労働費で42ページから52ページまでの質疑を行います。7番坂本委員。  
○坂本委員 48ページの焼却の件について関連してお聞きいたします。昨年的一般質問でも、ごみの分別収集がこれからは必要で、ごみをいかにして、燃やすごみを減らしていくかというのが大事だと思うわけですね。議会でも何度か先進地を視察してきて、やはりこれは我が村でもとても大事なことだと感じてきたわけです。これについては村長自身もぜひ視察をさせたいということをおっしゃっていました。しかし、あの予算を見るとそういう職員の旅費等が計上されていないので全然やる気がないのか、その辺についてお聞きいたします。  
○松本委員長 住民生活課長、答弁。  
○八戸住民生活課長 ごみを少なくする基本的な考え方としては、まず分別に力を入れていく必要があるのではないかと考えています。そのごみの中でも量が、多くの量を占めているのが具体的に言いますと生ごみ、それからあと量的にいきますとその他のプラスチックということで納豆を入れている容器、発泡スチロールの容器、それからあと刺身類とかスーパーの方で皿として使っている発泡スチロール製のごみ、それらのごみを少なくするにはやはり分別収集が、経費をかけないでできるとすれば、やはりごみの分別を進めていくのが手取り早いのではないかと考えて、いずれにしてもごみは少ないにこしたことはないので、分別の方に、分別収集の方に力を入れていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。  
○松本委員長 7番坂本委員。  
○坂本委員 それは何度も一般質問でも答弁しているわけですが、いつから、どのように具体的にしていくかということがやはり大事なわけですね。必要だ必要だという話だけでなく、実行しなければ絵にかいたもちになるわけで、私は視察予算があればそれでいいというわけではないんですが、具体的に計画を進めることが大事なので、そのプランというのをどのように作成していくのか、その具体性というのをお聞きしたいわけですね。  
○松本委員長 住民生活課長、答弁。  
○八戸住民生活課長 現在行っておりますごみの分別収集を踏まえて、それを基本にして平成21年度からどういうふうな分別、具体的には分別を何種類にするべきなのか、その辺を検討していきたいと考えております。以上であります。  
○松本委員長 ほかに質問ありませんか。2番藤田委員。  
○藤田委員 関連してお聞きします。以前村長がごみの分別について四国の方ですごくうまくいっているというふうなことを話したことがあるわけですが、多分この地域は前に我々が行った、議会の方で視察に行った徳島県の上勝町のことだというふうに思いま

すけれども、村長は非常に、ああ、いいことだなと私は前に聞いたことがあったわけですから、それに対して具体的に今坂本委員が言ったように視察するなり、そのためのごみの分別をうまく進めるための思慮するなりしてやるものかなというふうに思っていたわけですが、今言ったように予算計上もなされていないというふうなことですけれども、村長はどのように考えているか、いま一度お聞きいたします。

○松本委員長 村長、答弁。

○古川村長 議会側で視察に行った件については、我々もインターネット等を調べて、また議会の方から資料をいただいてちょっと調査して見ております。現在、青森市とのごみの処理の問題で今、大体青森市の方へ参入することになっておりますけれども、そういう方向で今進んでおります。ただ、それにしても家庭用のごみを少なくするというところは基本でございまして、その方向に向かっていきたいと思っております。ただ、それにしては上勝町も、それからもう一つ、議員の皆さんが視察に行ったところも結構金がかかっている、億単位の金がかかっているということのようでもございまして、その辺も今十分調査しております。そして、うちの方として、生ごみの処理を向こうの方ではどうやってしているのか、これをはっきり確認して、そして生ごみを減量する方に行かなければならないだろうと。ただ、あとはプラスチック類については分別していくというところでございまして、いずれにしても大半は生ごみですので、生ごみの処理方法が、私の方にも今どうやってやっていくのか、いかに青森市の方へ少なくやるのかということは今検討中でございます。ただ、視察に行く、視察に行くということはいいいことですが、できればそうしたいわけですが、とりあえず今はインターネットとかそういうので調べて、その中身を今精査しているところでございます。以上です。

○松本委員長 2番藤田委員。

○藤田委員 何度もいうようにですが、ですから生ごみはどういうふうにしているのか、それからプラスチック類はどういうふうにして処理しているのか、そういうものをインターネットでもわからない点があったと、今村長の答弁でわからないところもあったというふうな私に感じたわけですが、ですから行って見てほしいと。これで何百万もかかるわけでもないし、何十万かはかかるかもしれませんが、大きな目で見ればこういうのは必要経費だというふうな感じで、結果は、行ってきてどういふ結論が出るにしても、それは後ほどの話であって、とにかくやるためにはそういうごみの少量化というのか、そういうふうなものに向けて取り組みを、具体的な計画を立てていかなければならないと。実施するということが私の願いでありますけれども、村長もそういうふうには思っていたというふうなことは記憶しているんですけども、そこら辺が具体的に何もなされていないというふうなことに對しての質問でございます。もう一度答弁をお願いします。

○松本委員長 住民生活課長、答弁。

○八戸住民生活課長 いずれにしても住民のご協力が必要になりますので、役場側としては説明する前にたたき台になるもの、計画づくりをしまして、その計画づくりの中で先進地視察とかそういうのが必要であれば当然検討していく必要があるし、ということで考えております。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 51ページの住民健診の件でお伺いをいたします。

当初予算の説明の中で住民健診に対する助成が盛り込まれている説明があったわけですが、以前の無料に近いほどの健診に戻す必要は今はあるのではないかとというふうに考えております。受診率を高めないと国からのペナルティーもあるということで12月議会でも質問したわけですが、眼底検査、それから心電図もほとんど普通であれば行われないうわけで、何か物足りないというふうな感じているわけで、こういう健診についても役場で助成をすべきではないかというふうに考えておりますが、そういうことはできないのか答弁をお願いします。

○松本委員長 住民生活課長、答弁。

○八戸住民生活課長 住民健診につきましては、平成21年度から胃がん、子宮がん、乳がんの検診料を1,000円いただきまして、それ以外の肺がん、それから大腸がん、前立腺がんの検診料等は役場の方で無料で行いますということにしております。先ほどのご質問の中で眼底検査も無料にすべきでないかというわけですけれども、今回の健診の中で眼底検査につきましては無料ということでは計画しておりませんが、いずれにしても現在の受診状況並びに住民の健康づくりを考えていく上で、当然その辺も再度見直ししながらこれから、平成21年度中とは限りませんが、平成22年度あたりまでできるものであるれば、そういうふうにして随時見直ししながら住民の健康づくりを進めていく必要があるというふうに考えております。以上であります。

○松本委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 来年に先送りということになるわけで、来年になればまた同様な答弁でずいずいと延び延びになっていくような感じがしてならないわけですね。ですから、今財政も少しは回復してきているように感じられるわけですね。3年くらい前の財政とはまたちょっと違うというふうな感じているわけですが、基金も4億8,000万円ほどになっているし、今回も1億幾らぐらいたまたふえていたわけですが、以前とはちょっと違うわけですね。そういう意味でも、今課長が答弁した心電図等のものも全額無料にするというふうにはいなくても、村で100万円、200万円ぐらいの助成をすることによって呼び水として受診率を高めていく、そういうのを今年からできないのか、その辺、もう一度お伺いをいたします。

○松本委員長 住民生活課長、答弁。

○八戸住民生活課長 役場側としましては、まず今年度、胃がん、子宮がん、乳がん、それから大腸がん、前立腺がんというふうな住民の中でも疾病にかかりやすい、そういうふうな病気の方にまず全面的に力を入れたいということで、今年度から先ほど説明いたした大腸がん、前立腺がん、肺がん等につきましては無料でやりたいというふうな考えであります。いずれにしても毎年度、前向きに結果を見ながら対応していく必要があるというふうに考えておりますので、何とぞご理解のほどをお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですので、次に農林水産業費、商工費で52ページから60ページまでの質疑を行います。3番木村委員。

○木村委員 56ページ、お願いします。17節と22節、県営高根地区一般農道整備事業、平成21年度計画されている工事の概況の説明をお願いいたします。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。

○坂本産業振興課長 お願いします。

まず、平成21年度においては用地買収が先行されます。前には構造とかそういう、どういう道路になるのかということをご説明いたしましたけれども、幅員が約55センチメートルほど広がりますので、その分の用地買収を平成21年度で行う。平成21年で完了して、平成22年から工事に着手したいと。要するに用地先行でいきたいと思っております。以上です。

○松本委員長 3番木村委員。

○木村委員 そして22節の補償費でありますけれども、この補償費というのは何を補償するのか。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。

○坂本産業振興課長 お願いします。

この補償補填は高根の集落の中の道路も改良の対象になっていますので、塀とかブロック塀とかそういうものの補償費でございます。以上です。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 58ページ、お願いします。

水産業費で関連でお聞きいたします。砂揚げ場の砂の件についてであります。今現在、阿弥陀川の砂揚げ場でバックホーという漁協の機械を使って砂を今揚げて、それを揚がった残土を欲しい方に、漁師の皆さんが独自にダンプを出して運んでいるわけです。きのう漁師の方から電話をいただきました。阿弥陀川の消防通路が近くにあります。船揚げ場の200メートル北にあるわけですが、その出っ張りのために船揚げ場に砂がつきやすいんだということを行っているわけです。地形的に当然そのように出っ張りをつけると砂が揚がるというのは何か自然現象のようですね。これは船揚げ場の設置というのはやっぱり行政の管轄になるわけで、その影響がもし砂をつきやすくしているということになれば、何度もお願いをしている行政で砂揚げの助成をするべきではないかということに私つながると思うわけですが、この辺については砂の撤去費用について村で助成できないのか、再度お聞きいたします。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。

○坂本産業振興課長 お願いします。

まず、自然の力でどこに砂がつくというあたりも因果関係はわかりません、はっきり言えません。ですので、村としては漁港を整備してきました。要するに砂揚げ場が使えない状態になると、やはり漁港に入ってもらって安全な、安心な作業をしてもらいたい。以上です。

○松本委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 その答弁に必ずそこへ行って逃げられてしまうわけですが、実際問題として漁師の人は今現在の船揚げ場から移って漁港へ移転をするという腹は全然見受けられないし聞いたこともないわけですね。このように漁師の皆さんが行かないというのは、それなりの大きな理由があるわけです。経済的なこともあるし、そこへ強制的に作業場を移転するのがベターだということを村がいつも主張ばかりしては、漁師の皆さんにとってもこれはある意味で死活問題ではないかというふうに考えるわけですね。実際郷沢地区でも全部の漁師が移転しているわけではなくて、実際に船揚げ場で仕事をしているわけです。そのギャップというのをどのように村では考えて、本気で移転を進めるつもりなのか。進めるとしたら何か有効な誘導策というものを考えているのか。これは村長にお聞きしたいと思えます。

○松本委員長 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

— 午前10時30分 再開

○松本委員長 休憩を取り消します。委員会を再開します。 産業振興課長、答弁。

○坂本産業振興課長 お願いします。

まず、漁港の計画なるものは、漁協からの要望がございまして漁協理事者と役場、それから県の担当課と3者で協議いたしましたして計画を作成します。ただし、先ほどご質問の中身ですが、一漁業者からの要望とかそういうものはあるかと問われましたけれども、そこについては村としてはわかりかねます。以上です。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。1番久慈委員。

○久慈委員 56ページ、お願いします。

関連でございましてけれども、先ほど担当課長の方から概況説明が、17節ですけれども概況説明がございましたけれども、高根一般道路の整備事業についてですけれども、あそこ計画としてはセンターラインとか入っているんでしょうか、計画について。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。

○坂本産業振興課長 55センチメートルほど広くはなるんですけれども、道路の規定から申し上げますとセンターラインはまだ入りません。以上です。あくまでも農道としてとらえています。

○松本委員長 1番久慈委員。

○久慈委員 あくまでも今農道としてとらえるということですが、農道ですとセンターラインを入れることはできないんですか。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。

○坂本産業振興課長 お願いします。

道路法上の規定から申し上げて幅員が優先されます。ですから、農道としてはセンターラインが入りません。以上です。

○松本委員長 1番久慈委員。

○久慈委員 農道としてですので入らないと。私も高根の友達等からセンターラインを、

どうせやるのでしたら、やっぱり一度手をかけた以上、今度なかなか、それ以上の手はなかなかかけられないというのが前提にありますので、どうせやってもらえるのなら、やはりセンターラインをどうのこうのという、やっぱり何人かそういう高根地域住民が申し出ておりましたので、行政としてどうせつくるならというので、じゃあ一応お尋ねしておきますというふうな感じでは言っておいたんですけれども、じゃあ今度お会いしたときにその方にも私どもの方で説明しなければなりませんので、再度きちんとした答弁で私もう一度お尋ねしますけれども、やはり幅が55センチメートルですから、農道でそれ以上の、何ていうんですか、センターラインはじゃあ含まれない整備事業ということではよろしいですか。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。

○坂本産業振興課長 お答えします。

道路法上の幅員がないためにセンターラインは引けないということで了解してもらいたいと思います。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから、次に土木費及び消費費で60ページから66ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから、次に教育費で67ページから80ページまでの質疑を行います。2番藤田委員。

○藤田委員 74ページの教育費の賃金のことですけれども、先般の説明で各神社の樹木の剪定、枝落としというふうなことを説明されましたけれども、実はこれは中沢、長科とことしは計画されていくというふうな話されました。その中で実は先般も大きな風吹きまじったけれども、中沢でも急に危ないというふうなことで、中沢自治会では一応は3月中旬に枝を落としたいと。農繁期に入る前に枝を落としたいというふうな話をしていました。それで平成21年度予算ですので、ことし4月からというふうなことになるとは思いますけれども、事前に例えば中沢で枝を落とすとすれば、この事業に適用になるのかどうか、そこら辺をお聞きします。

○松本委員長 教育長職務代行者。

○佐々木教育長職務代行者 お答えいたします。

ことしは中沢と長科の2自治会に配分するわけなんです、神社境内に関する樹木であれば、その樹木の剪定、あるいは片づけ、それらには使用できます。

もう一つは、事前にできないかというようなご相談ですが、これは事前協議とかそういうものの検討はしてみたいかなとも思っています。というのは、長科の方も先般のあの風でかなりいっていますので、散乱していますので、いろいろ今後このことについては協議させていただきます。

○松本委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 今と同じ質問なんですけれども、ちょっと気になるのは、神社仏閣に関する予算というのは公費で捻出するのは憲法上問題があるというふうに常識的に考えていたわけですが、これはどのようなことで神社の所有物に対して公費が出せるのか、説明をしていただきたいと思えます。

○松本委員長 教育長職務代行者、答弁。

○佐々木教育長職務代行者 この緊急雇用創出は平成13年から国が不況対策並びに景気対策で取り組んできています。その中で13、14、15、16、17年度と各県内、当時は67市町村ですか、その大半がこの神社仏閣の樹木の剪定とかそういうものを使って事業を起しているということなんです。それに倣ったということなんです。

○松本委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 憲法上の説明はされておりませんが大丈夫なんですね。

○松本委員長 教育長職務代行者、答弁。

○佐々木教育長職務代行者 大丈夫です。

○松本委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 なぜ大丈夫なのか、その理由を知っている範囲内で答弁していただかないと私ちょっと困るんですけれども。

○松本委員長 暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

— 午前10時40分 再開

○松本委員長 休憩を取り消します。委員会を再開します。

教育長職務代行者、答弁。

○佐々木教育長職務代行者 この事業については、国・県に申請して認可受けております。

○松本委員長 そのほか質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 78ページの村民スキー教室の件でお願いいたします。

ことしもスキー教室が実施されて私も参加させていただきましたけれども、やはりリフト代等が非常に子供たちにとっては負担が大きいうように感じられました。ですから、参加する人数というのは経済的な理由もやはりあると思うわけですね。村営スキー場がなくなると子供たちがスキーをやる機会をふやすということでこういう計画をしていると思うわけですが、その一番高いネックであるリフト代を少し村で助成できないのか。子供たちだけでもよろしいので、そういうのをぜひ検討してはいかかということで質問いたします。

○松本委員長 教育長職務代行者、答弁。

○佐々木教育長職務代行者 全く委員ご指摘のとおりで、我々もこれ懸案事項としてもとらえております。いずれにしても、ここではやるやらないはともかくとして、今後財政とも協議して次年度にはリフト代の計上を検討してみたいと思います。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 これは来年度の予算なので、来年度の予算ということはことしの、来年の1月等の実施になるわけです。ですから、来年度検討したい……、来年度の予算今検討して

いるんだよな、それを来年度検討しますと、今この予算に諮らないといけないということになるわけで、ぜひ6月の補正予算に追加をするということでもよろしいんですね。

○松本委員長 教育長職務代行者、答弁。

○佐々木教育長職務代行者 私、間違いました。平成22年度のことで検討するという事でお願ひします。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですので、次に80ページ、災害復旧費から予備費までの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論は賛否を明らかにした上で発言してください。

まず、本案に反対する反対討論の発言を許します。反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから討論を終結いたします。

これより、議案第23号平成21年度蓬田村一般会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○松本委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

— 午前10時55分 再開

○松本委員長 休憩を取り消し委員会を再開します。

議案第24号平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を議題とします。

これより内容説明を求めます。教育長職務代行者。

○佐々木教育長職務代行者 議案第24号、平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計予算について説明いたします。

5ページ、お願いします。歳入です。負担金として給食収入、給食費負担金 1,247万 1,000円を見ております。

それから、次のページ、お願いします。歳出です。総務費、一般管理費、一番上から2番目、7の賃金 494万 4,000円を見ております。これは臨時調理員の賃金6人分でございます。

次のページ、お願いします。給食費、賄材料費として給食材料費 1,249万 2,000円計上しております。以上です。

○松本委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから討論を終結いたします。

これより、議案第24号平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○松本委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民生活課調整監。

○青木住民生活課調整監 議案第25号、平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

8ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項1目1節医療給付費分現年課税分 7,756万 1,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分 1,198万 6,000円、3節介護納付金分現年課税分 1,070万 9,000円を計上しております。

次に、2目1節医療給付費分現年課税分として 433万 4,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分として62万 2,000円、3節介護納付金分現年課税分として 1,172万円を計上しております。

16ページをお開きください。歳出でございます。

2款2項3目19節負担金補助及び交付金、一般被保険者高齢介護合算療養費、これは医療費保険と介護保険とを合算し限度額を超えた分を支払いするものでございます。

19ページをお開きください。一番下、8款1項1目8節報償費、特定健診保健協力員報償費28万 5,000円を計上しております。これは特定健診の受診率を上げるため保健協力員にご協力を願うということで、1人1万 5,000円の19名分を予算化しております。以上でございます。

○松本委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから討論を終結いたします。

これより、議案第25号平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。

。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○松本委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号平成21年度蓬田村老人保健特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民生活課調整監。

○青木住民生活課調整監 議案第26号、平成21年度蓬田村老人保健特別会計予算についてご説明いたします。

この予算は国の方針として平成22年度まで予算措置することになります。要するに、過年度分のを精算するために予算措置をしているものでございます。

7ページをお開きください。歳出でございます。一番下でございます。

2款1項1目100万円、2目25万円、この予算は2年間の請求権がありますので、もし支払い義務が生じた場合には当然支払いすることになりますので、この予算措置をしたものでございます。以上でございます。

○松本委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから討論を終結いたします。

これより、議案第26号平成21年度蓬田村老人保健特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○松本委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

これより内容説明を求めます。住民生活課調整監。

○青木住民生活課調整監 議案第27号、平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

5ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目、2目合計で2,005万1,000円の計上でございます。

7ページをお開きください。歳出でございます。下段、2款1項1目19節負担金補助及び交付金、この内訳として後期高齢者医療広域連合事務費納付金280万円、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金3,092万6,000円、後期高齢者医療広域連合療養給付費納付金3,578万2,000円を計上しております。以上でございます。

○松本委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから討論を終結いたします。

これより、議案第27号平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○松本委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号平成21年度蓬田村介護保険特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民生活課調整監。

○青木住民生活課調整監 議案第28号、平成21年度蓬田村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

7ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目第1号被保険者保険料として6,241万7,000円を計上しております。

9ページをお開きください。中段、10款1項5目1節第1号被保険者保険料軽減分繰入金160万円、その他経費繰入金18万円、この18万円は保険料の改定につきましてパンフレット等によるPR代でございます。

11ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目12節、この中で介護保険システム改修費104万円、これは平成21年度から高額医療、高額介護合算対応に対応するための積算システムでございます。

16ページをお開きください。2款5項1目19節負担金補助及び交付金、高額医療合算介護サービス費負担金、これ医療費と介護費を合算して限度額を超えた分の支払い40万円でございます。2目高額医療合算介護予防サービス、これも医療費と介護予防費を合算して限度額を超えた分の支払い10万円でございます。

中段、2款6項1目19節負担金補助及び交付金、市町村特別給付費負担金、これ給付対象以外に村が独自に介護サービスに加えることができるものとして1,000円を見ております。

17ページをお開きください。2款7項4目19節負担金補助及び交付金、特例特定入所者介護予防サービス費負担金、これは介護予防認定を受ける前にこの介護予防サービスを受けた場合、ここの項目から支出されるということで、ほとんどないと思いますが、あれば支払いが生じますので1,000円を予算化しております。以上でございます。

○松本委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから討論を終結いたします。

これより、議案第28号平成21年度蓬田村介護保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○松本委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

○坂本産業振興課長 それでは、議案第29号、平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算の主なるものをご説明いたします。

5ページをお開きください。5ページ、歳入でございます。1款1項1目1節で水道料金使用料として5,195万円を計上してございます。

次に、歳出でございます。歳出は7ページをお開きください。済みません、8ページをお願いします。14節水道パソコンリース料として289万5,000円を計上してございます。それに15節の工事請負費、水道維持管理工事費183万8,000円、No.1取水ポンプ交換及び水位計工事費として489万3,000円を計上してございます。その下、18節、検定満期交換分メーター購入費として725万3,000円を計上してございます。平成21年度は阿弥陀川から長科の一部を予定してございます。以上です。

○松本委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから討論を終結いたします。

これより、議案第29号平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を採決いたします。

。 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○松本委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○八戸総務課長 それでは、議案第30号、平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算について主なるところをご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。5ページは歳入でございます。一番上の欄、1款1項1目に宅地造成地売払収入3,273万4,000円を計上いたしました。これは現在売れ残っている7区画の金額でございます。

次に、歳出をお願いします。次のページ、6ページでございます。一般管理費でございますが、分譲地の紹介報償費、あるいは分譲地の斡旋手数料をそれぞれ計上いたしました。ほかに7区画すべて売れるものとして一般会計への繰出金を3,104万8,000円を計上させていただいております。よろしくをお願いします。

○松本委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから討論を終結いたします。

これより、議案第30号平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を採決いたします。

。 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○松本委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時14分 閉会

— 上記会議の経過は、事務局長太田信雄が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年 月 日

予算特別委員長